



## 第69回 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

社明 しゃめい

Q.技術

7月は“社会を明るくする運動”  
強調月間・再犯防止啓発月間です。

### 第69回 “社会を明るくする運動” 島根県推進委員会委員長挨拶

皆様には日頃から、それぞれの地域におかれまして、献身的に犯罪予防活動を実践しておられますことに対しまして、心より感謝と敬意を表します。

さて、県内の犯罪情勢を見ますと、平成30年の刑法認知件数は2,631件と、ピークである平成15年の9,217件に比べ大きく減少しております。また非行少年の補導数は195人で、前年より17件減少し、過去10年間で2番目に少ない状況です。

しかしながら、高齢者を狙った特殊詐欺被害が後を絶たないほか、ストーカーやDV事案の認知件数が前年より大幅に増加しているなど、依然として憂慮すべき状況であります。また全国的には、検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者の比率が平成29年度は過去最も高い48.7%となり、国、地方公共団体、民間協力者が連携して、社会復帰に向けて必要な支援策を講じることが求められています。

県といたしましては、平成31年2月に「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を改正し、取組みの一つに「犯罪者を生まない社会の構築及び再犯防止対策の推進」を掲げ、「日本一安全で安心な島根」を目指して、県の実情に応じた各種施策を推進していく決意を新たにしたところであります。また、再犯防止推進法の施行を受け、県においても再犯防止推進計画の策定に向け、取組みを始めているところです。

こうした中、第69回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会では、行動目標を「犯罪や非行のない安全・安心な地域社会の構築。犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援」とし、重点事項を

- 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
  - 帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
  - 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
  - 犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること
  - 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること
- とした上で、この運動に取り組むこととしており、後ほどご協議いただきます。

本日ご参集の皆様には運動の趣旨をご理解いただきますとともに、これを契機として本年度もより多くの県民の皆様のご理解とご参加を得ながら、犯罪や非行のない明るい社会づくりに向けた諸活動が活発に行われますよう、ご協力ををお願いいたします。

終わりに、皆様方のご健勝とますますのご活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

令和元年5月20日

“第69回社会を明るくする運動”

島根県推進委員会委員長

島根県知事 丸山達也

(上記推進委員会における丸山委員長の挨拶をそのまま掲載した。)

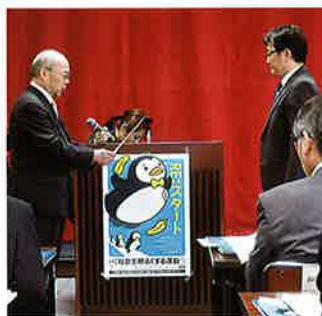
## 県民を挙げての運動の展開を確認 第69回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会を開催

第69回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会（委員長：丸山達也島根県知事）が、5月20日（月）島根県職員会館において開催され、関係機関・関係団体、島根県内各地方公共団体及び地域の更生保護を支える保護司等約100名が参集し、官民を問わず県民の総力を挙げて効果的な運動を展開するための意思統一を行いました。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もが「RE：スタート」できる社会を構築することが重要です。本年は、更生保護制度が施行されて70周年を迎える、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体を始めとした関係機関・団体との連携をより一層強化していく必要があります。

当日は、島根県保護司会連合会坂本圭祥会長から島根県知事（代理：近藤勝彦地域福祉課調整監）に総理大臣メッセージが伝達された後、本年度の活動計画、作文コンテスト等の事業計画が満場一致で採択されました。

また、島根県の再犯防止担当窓口を担う島根県地域福祉課長（代理：近藤勝彦地域福祉課調整監）から、島根県の再犯防止計画策定に向けた動向について説明がなされるとともに、県内で先駆的な取組を行っている浜田市健康福祉部地域福祉課長から、浜田市と島根あさひ社会復帰促進センターの連携した取組について、益田市福祉環境部福祉総務課長から、保護観察対象者の就労支援協定について説明がなされ、再犯防止に向けた施策に関する理解と協力を求めました。



総理大臣メッセージの伝達



行政説明  
左：「浜田市と島根あさひ社会復帰促進センターの連携した取組みについて」  
右：「保護観察対象者の就労支援協定について」

### 第69回

## 地域のチカラが次かせません！「立ち直りと再犯防止」 “社会を明るくする運動”島根県実施要綱

～犯罪や非行を防止し、  
立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

### 1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

### 2 行動目標・重点事項

#### (1)行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

#### (2)重点事項

- 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、
  - ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
  - ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
  - ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
  - ④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。
  - ⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。
- に係る行政機関・民間団体等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

### 3 組織

この運動は、島根県及び市町村等を単位とする推進委員会により推進する。

#### (1)島根県推進委員会

島根県推進委員会は、別添の関係機関・団体の代表により組織し、次に掲げる活動を行う。

- ①運動名称の周知を図ること。
- ②犯罪や非行のない明るい社会づくりについて国民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図ること。
- ③犯罪や非行のない、全ての県民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークとして「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」の周知を図ること。
- ④この運動の全県的な周知及び展開を図るため、別紙の取組を実施すること。
- ⑤この運動に参加する関係機関・団体に対し、市町村等を単位として、地区推進委員会を組織するよう要請すること。
- ⑥地区推進委員会による各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援すること。
- ⑦地区推進委員会相互の連絡・調整を行うこと。

#### (2)地区推進委員会

- ①地区推進委員会は、市町村等を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織する。
- ②地区推進委員会は県推進委員会と連携し、行動目標の達成または重点事項の推進に寄与する活動その他の犯罪及び非行のない地域社会の実現に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施するとともに、これらの活動を行う団体または個人に対する支援及び協力を行う。

### 4 再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底及び推進考慮

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止啓発月間が7月とされていることに鑑み、その趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進すること。

## “犯罪や非行のない社会”～感じたことを書いてみませんか～

### 第69回 “社会を明るくする運動”作文コンテストを開催します！ 島根県実施要綱

#### ◆趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第69回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回 “社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で27回目となります。

#### ◆主催

“社会を明るくする運動”島根県推進委員会

#### ◆後援

島根県小学校長会  
島根県中学校長会  
山陰中央新報社  
島根県保護司会連合会  
更生保護法人島根保護観察協会  
島根県更生保護女性連盟  
島根県BBS連盟



#### ◆応募規定

##### (1)応募の資格

島根県内の小学生及び中学生

##### (2)テーマ

“社会を明るくする運動”的趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

##### (3)原稿の枚数

400字詰め原稿用紙3～5枚程度

##### (4)応募先

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会あて

##### (5)地区保護司会から県推進委員会への応募締切日

令和元年9月20日(金)

※なお、各地区推進委員会（各地区保護司会）への提出期限については、各地区において審査会が開催される関係上、この日より前となりますので御了解願います。

##### (6)その他

応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品とは応募予定作品を除く自作・未発表のものに限り、原則として原本かつ手書きのものとします。なお、身体の障害などの理由により、手書きが困難であるとの事情が認められる場合に限り、パソコン等で作成された手書き以外の作品の応募を受理します。その場合は、原稿用紙の欄外にその事情を記載するなどして手書きでの記載が困難であった事情を明らかにしてください。

応募に当たっては、題名、学校名（〇〇市立△△小学校）、学年（〇年△組）、氏名（ふりがな）を明記してください。なお、題名等の記載は原稿用紙の欄外・欄内を問いません（原稿用紙内に必要情報が明記されていれば、適正なものとして受理します）。

#### ◆選考

御応募いただいた作品は、“社会を明るくする運動”各地区推進委員会において選考し、同運動島根県推進委員会に推薦された作品（各地区推進委員会からは小学生の部・中学生の部それぞれ5作品以内を推薦）について、同委員会において審査を行い、下記6の入賞作品を決定します。

また、入賞作品の中から、小学生の部・中学生の部それぞれ3作品以内を選考し、同中央推進委員会（法務省）に推薦します。

#### ◆表彰

##### (1)最優秀賞

・島根県推進委員会委員長賞

～小学生・中学生 各1点

##### (2)優秀賞

・島根県保護司会連合会長賞

～小学生・中学生 各1点

・更生保護法人島根保護観察協会理事長賞

～小学生・中学生 各1点

・山陰中央新報社賞

～小学生・中学生 各2点

・島根県更生保護女性連盟会長賞

～小学生・中学生 各2点

・島根県BBS連盟会長賞

～小学生・中学生 各2点

各賞については、更生保護法人島根県保護司会連合会が発行する機関紙「島根更生保護」や後援の山陰中央新報社などにおいても発表されます。各賞の表彰式は、各地区保護司会が当該学校の協力を得て、適宜の方法で行うものとします。また、応募者全員に記念品を、入賞者には表彰状と図書カードを贈呈します。

#### ◆審査委員

島根県教育庁教育指導課代表者

山陰中央新報社代表者

島根県保護司会連合会代表者

更生保護法人島根保護観察協会代表者

島根県更生保護女性連盟代表者

島根県BBS連盟代表者

松江保護観察所長

#### ◆その他

(1)応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。

(2)応募作品は、原則として返却いたしませんので、予め御了承をお願いします。

#### ◆応募先及び本コンテストに関する照会先

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会（各地区保護司会）

○最寄りの応募先が御不明の場合には、下記までお問い合わせください。

#### 島根県推進委員会事務局

〒690-0841 松江市向島町134-10

松江保護観察所企画調整課内

TEL 0852-21-3767 FAX 0852-32-2471

## 令和元年度業務重点事項

松江保護観察所

### 1 「誰一人取り残さない」更生保護行政を実現するための基盤の強化

#### (1) 地方再犯防止施策の推進に向けた地方公共団体と連携した取組の強化

島根県における地域再犯防止推進モデル事業の進捗状況の把握に努めるとともに、適切かつ円滑な実施を支援する。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けて、引き続き保護司等の民間団体と連携しつつ、県に対する積極的な取組への働き掛けと情報共有に努める。

中核市である松江市を始めとして、市町村における地方再犯防止推進計画の策定に向けて、地域の実情に応じた再犯防止施策の充実を支援する。

#### (2) 保護司の安定的確保及び民間協力者の活動の促進

保護司の安定的確保に資するため、保護司候補者検討協議会の計画的かつ柔軟な実施、地域における立ち直り支援と組織活動の拠点としての更生保護サポートセンターの効果的な活用、地域処遇会議の積極的な開催、保護観察事件の複数担当制の活用等、関連した施策を推進する。

更生保護制度施行70周年記念大会等の機会を通して、保護司会、更生保護女性会、BBS会及び協力雇用主会の行動連携等の重要性を再確認するとともに、各民間協力者の活動に対する支援態勢を充実させる。

#### (3) 更生保護行政の運営基盤の整備

職場環境を整備し、各種研修やOJT等を通じて、継続的に職員の能力の向上に向けた取組を推進するとともに、公文書の適正な管理をはじめとした適切な業務運営が確保されるよう努める。

### 2 再犯防止推進計画に基づく重要施策の促進

#### (1) 刑務所出所者等の就労及び住居の確保に向けた取組の充実強化

協力雇用主の負担軽減のための各種取組を充実させ、多様な協力雇用主の開拓を促進する。就労奨励金支給制度の活用を始めとする就労支援策の一層の推進を図ることにより、刑務所出所者等の就労確保の取組を強化する。また、更生保護施設における刑務所出所者等の一層の受け入れに努めるとともに、高齢又は障害により福祉の支援が必要な者については、特別調整を充実強化することにより、刑務所出所者等の住居確保の取組を強化する。

#### (2) より効果的な保護観察処遇・入口支援の推進

地方公共団体や検察庁、矯正施設や地域の医療・保健・福祉機関との連携を強化し、保護観察付一部猶予者を始めとする薬物事犯者に対する処遇を充実させるとともに、福祉的支援の必

要性の高い事案について、特別支援ユニットを活用して、福祉的サービスへの橋渡し、地域への定着を推進する等、効果的な処遇態勢の構築に努める。

#### (3) 広報・啓発活動の効果的な展開

地方公共団体における再犯防止の重要性等に関する理解の促進及び地方再犯防止推進計画の策定に向け、積極的に働き掛けを行う。

また、地域住民の更生保護に対する理解と協力を得るため、再犯防止推進法に基づく再犯防止啓発月間の趣旨に留意しつつ、「社会を明るくする運動」など更生保護関係者や団体等が行う事業や行事の情報を積極的に報道機関等に発信・提供する。

### 3 矯正施設から社会への一層円滑な移行のための取組の推進

矯正施設収容中の生活環境の調整について、地方更生保護委員会との十分な連携により、本人の更生にとってふさわしい帰住地の確保に向けて、的確な調査及び積極的かつ計画的な調整を実施する。取り分け、地方更生保護委員会が主体的に82条調査を行ったケース、調整困難なケース、短期刑受刑者及び少年院在院者については、保護観察官の積極的関与や関係機関等との緊密な連携を図り、迅速な調整に努める。

矯正施設との緊密な連携を確保し、更生緊急保護を積極的に活用する。

### 4 更生保護における被害者等施策の効果的な運用

被害者担当官及び被害者担当保護司の計画的育成を図り、被害者等が安心して相談や問い合わせを行うことができるよう適切な対応に努める。

また、被害者等と接する関係機関・団体等の交流の機会を増やし、これらを通じて被害者等に各施策の内容が適切に伝わるよう、積極的な広報に努める。

さらに、全職員が被害者等施策への理解と関心を深めることができるように、被害者担当官と処遇部門との相互連携を強化するとともに、自序研修を実施し又は関係機関・団体等が行う研修会等への積極的な参加を促す。

### 5 医療観察制度における生活環境調整及び地域処遇の充実

医療機関、地域の関係機関との連携をより一層強化するとともに、地域の障害福祉サービス事業者の理解を得るために働き掛けを強化し、同事業者の拡充へつなげることで、地域における支援体制の充実強化に努める。

また、社会復帰調整官の計画的育成、医療観察業務に係る全序的な協力態勢の充実を図る。

## 受章者

更生保護功労による  
叙勲・褒章（敬称略）

瑞宝双光章 三木弘道（雲南）  
藍綬褒章 岡田泰明（出雲）



### 受章に感謝

雲南地区 三木弘道

平成から令和へ 祝賀ムードに包まれて令和元年はスタート致しました。

平成天皇陛下の御心の偉大さに全国民が頭を打たれたのは言うまでもありません。そんな記念すべき令和元年春叙勲の栄に浴することになり、去る5月24日法務省に於いて叙勲伝達式、宮中に於いて令和天皇陛下より心温まるお言葉、拝謁を賜り感謝感激の極みでございます。

殊に私は、平成24年秋 藍綬褒章を賜りそれだけでも充分過ぎるのに7年後によもやのダブル受賞となり、勿体ない気持ちで一杯でございます。



### 受章にあたって

出雲地区 岡田泰明

平成7年に保護司となって間もなく満24年になります。このたび、更生保護事業に尽力した功績を認めていただき、藍綬褒章を受章したのは、思いがけない事でしたが、うれしく思いました。

保護司となって初めて担当した少年には、とても、とまどいを感じました。いくら声を掛けても聞き出そうとしても、まったく答えてくれません。

少年が鍵のかかった心の扉を開いてくれるまで時間

両受章共に妻と同伴で参列出来たことは、何より有難いことでございました。これも偏にご教導賜った松江保護観察所所長様始め江湖の皆様のおかげでございます。

保護司を拝命したのが昭和59年12月 翌来三十有余年の歳月が流れ、その間、雲南地区保護司会事務局長、副会長、会長の要職を務めさせて戴きました。素晴らしいスタッフに恵まれ歴史の節目、節目の仕事が出来、感謝の念しかございません。

礎は出来ました。更に充実発展するよう陰から支援したく存じます。

当地区は保護司の出番は少ないです。犯罪予防活動、就中社会を明るくする運動に力点を注いでいるからこそその結果です。

私たちの活動に更なるご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

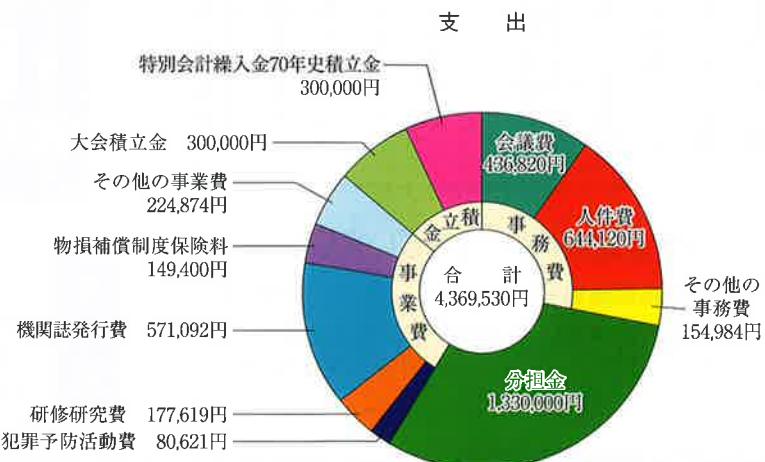
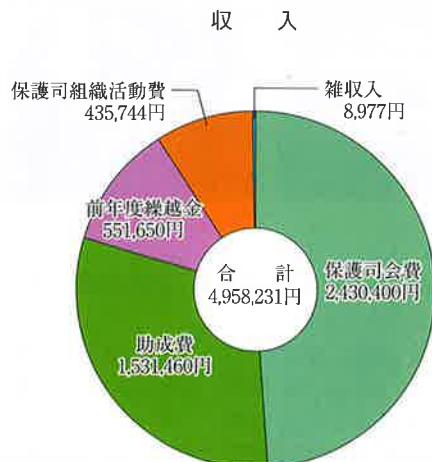
をかけて信頼関係を築き、少年の考え方や、物の見方を知った上で、その人に合ったアドバイスをすること。その少年にも根気強く寄り添い就労に結びつける事が出来た時、社会の中で、自分の足で、しっかりと歩き出した姿を見ると、何とも言えずうれしいし、保護司冥利（みょうり）に尽きます。受章は、保護司を長くやらせていただいたことによるものだと思います。退任までの4年間も、これまで通りに努めたいと思います。自分がやった事は良い事も悪い事もすべて自分に返ってくるのだと、本当は親が子供に教えなければいけないのでしょうか。

いつか保護司が不要な社会になればいいなと思います。

## 平成30年度収支決算について

島根県保護司会連合会

平成30年度島根県保護司会連合会の収支決算については、収入総額4,958,231円、支出総額4,369,530円でした。収入の部は、保護司会費収入が2,430,400円（収入総額の49.0%）、島根保護観察協会等からの助成金が1,531,460円（同30.9%）となっています。また、支出の部においては、事務費が1,235,924円（支出総額の28.3%）で、その内訳は主に会議費や人件費です。また、全国保護司連盟などへの分担金は、1,330,000円（同30.4%）。事業費は、1,203,606円（同27.5%）で、その内訳は、主に犯罪予防活動費、研修研究費、機関紙発行費、物損補償制度保険料などに充てられています。



**シリーズ サポートセンターだより****—やさぎ更生保護サポートセンターでの活動—**

安来地区のサボセンは平成27年に開所し、今年で5年目を迎えました。JA広瀬支所の2部屋を借用しております。

当地区的サボセンの特色としては、全員が企画調整保護司になり、交代で当番をしていることです。當時出勤できる保護司がないため、苦肉の策として1日二人ずつで当番をしています。その結果、それまでは、顔は知っていても話をしたことのない保護司同士の交流が生まれるようになりました。対象者とどう向き合っていいのか一人で抱え込むことが多かったのが、相談できる仲間がここに来れば常にいるという安心感が生まれました。

また、それまでは役員会や機関誌の編集会議などを交流センターなどの施設を借りて行っていましたが、今ではほとんどの会議をサボセンで実施することができるようになりました。他にも、更生保護女性会との打合せに使ったり、分区の研修会にも利用したりしています。

このように、サボセンの利点もたくさんありますが、いろいろな問題点もあります。今、喫緊の課題としては、現

在借りているJAの建物が建てかえられるため、他の場所に移らなければならないことです。現在地は、広瀬にあって市街地から離れていて、いろいろ不便な面もありました。そういう意味では、これを機に市街地に移せるといいなあと考えています。今後、自治体の協力を得ながら、新たな場所を探さなければいけません。他にも、常駐できる企画調整保護司の専任など課題はたくさんありますが、当面は、現行通り進めていきたいと思います。

**協会の動き**

令和元年5月21日(火)松江エクセルホテル東急において、令和元年度更生保護法人島根保護観察協会の第1回理事会・評議員会が開催された。同会議では、平成30年度事業結果及び収支決算報告並びに理事(17名)・監事(2名)・評議員(21名)の推薦について審議され、いずれも全会一致で承認された。また、同月25日に開催された第2回理事会においては、役員改選が行われ、理事長に古瀬誠氏が、副理事長に、佐目葆氏、岩谷百合雄氏、井谷耕造氏が、常務理事に川島昇氏が選任された。

**保護司の異動****[退任保護司] 16名**

(令和元年5月31日付)

石川正伸	(松江)	原本慎朝	(邑智)
田中壽美夫	(安来)	人代興佑	(浜田)
倉橋裕子	(雲南)	朝隆榮	(浜田)
延本輝典	(出雲)	佑順	(益田)
天野枝子	(出雲)	生茂	(益田)
土江良松	(出雲)	千代	(益田)
江本龍祥	(出雲)	也哲	(益田)
川本憲	(邑智)		

**[新任保護司] 19名**

(令和元年6月1日付)

福間博史	(松江)	林寺啓	(大田)
須山玲肇	(松江)	慎一朋	(邑智)
須上裕明	(松江)	秀明	(邑智)
小原泰行	(松江)	英一	(浜田)
原伊正	(安来)	昭美	(益田)
吉利利	(出雲)	紹誠	(益田)
達岡廣	(出雲)	力	(益田)
山岡至	(大田)		

**ご支援ありがとうございました**

(島根保護観察協会)

敬称略

株式会社 栄徳 代表取締役 山下 壮一  
山下 壮一 坂本 圭祥 三木 弘道

**県保連だより**

令和元年5月21日(火)松江エクセルホテル東急において、令和元年度第1回島根県保護司会連合会理事会が開催された。同会議では、平成30年度事業結果及び収支決算報告並びに令和元年度予算の補正について審議され、いずれも承認された。また、役員改選が行われ、会長に井谷耕造氏(松江)が、副会長に秋間近夫氏(安来)、大内宗泰氏(益田)が、常務理事に三島洪道氏(出雲)、杉田雅弘氏(浜田)が選任され、前会長の坂本圭祥氏は理事会の推薦により顧問に就任された。

なお、同連合会会長の交代に伴い、前会長の坂本圭祥氏に対して、穂坂松江保護観察所長から法務省保護局長の感謝状が伝達された。

**敬弔**

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

元保護司 曽田 育夫(松江)(平成31年4月8日逝去)

元保護司 長谷部大悟(松江)(令和元年5月5日逝去)